# 主 文

被告は、原告に対し、金一、八二四万四、〇九九円及びこれに対する昭和四六年一 月二八日以降支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。 原告のその余の請求を棄却する。 訴訟費用は、これを二分し、その一を原告、その全を被告の負担とする。

訴訟費用は、これを二分し、その一を原告、その余を被告の負担とする。 この判決は、第一項に限り仮に執行することができる。

## 事 実

## 第一 当事者の求めた裁判

# 一 原告

(一) 被告は、原告に対し、金三、六七二万円及びこれに対する昭和四六年一月 二八日以降支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。

(二) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに右(一)につき仮執行の宣言を求める。

# 二 被告

(一) 原告の請求を棄却する。

(二) 訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。

第二 当事者の主張

# - 請求原因

(一) 原告の著作権

原告は、漫画家であり、漫画「サザエさん」をその代表作とするものである。ところで、漫画「サザエさん」は一日分四齣の画面によつて構成された新聞連載漫画であつて、原告は、昭和二一年以降これを著作し、当初は、夕刊フクニチに掲載して公表し、次いで昭和二四年以降は、朝日新聞に掲載して公表し現在に至つて作物ということもできるが、この連載の間、主役のサザエをはじめ、脇役のカツである。そこで、漫画「サザエさん」は、一日分四齣の部分を、一つの作物ということもできるが、この連載の間、主役のサザエをはじめ、脇役のカツである、ワカメその他の人物が、常に、同一性を保つて登場し活躍しているものであて、最初掲載されたものから現在掲載されているものまでを含め、全体として、工会をは、この漫画「サザエさん」全体(以下「本件漫画」という。)について一個独立した著作権(以下「本件著作権」という。)を有する。

# (二) 被告の侵害行為

1 被告は、旅客自動車運送を業とする会社であり、その本業である乗合バス部門のほか、昭和二六年四月ころ、観光バス部門を設け、その営業を開始するに当たつて、その名称を「サザエさん観光」とし、昭和二六年五月一日から昭和四五年一二月三一日までの間、バスの車体の両側に、それぞれ別紙目録記載の頭部画(以下「本件頭部画」という。)を作出し(以下「本件行為」という。)、そのバスを運行して貸切バス業務を営んだ。

2 被告の本件行為は、原告が本件漫画について有する複製権を侵害するものである。すなわち、本件漫画中には、サザエ、カツオ、及びワカメ等の頭部画が多数描かれているため、被告の本件行為を、本件漫画中、特定の日の新聞に掲載され特定の齣をそのまま引き写したものであると判断することは困難であるが、本件頭部画の内容かから明らかなとおり、本件漫画から、サザエ、カツオ及びワカメの頭部に表現されたキヤラクター(character)を再製したものであつて、それ自体複製権の侵害を構成するものというべきである。

同一性が認識されれば十分であると解すべきである。本件において被告が複製した各頭部画は、何人にも、これが原告著作の漫画「サザエさん」に登場するサザエ、 カツオ及びワカメの頭部を画いたものであることを即座に且つ明瞭に認識せしめる に足りるものであり、また、被告自らもそのような意図をもつて複製したものであることは、被告観光バスが「サザエさん観光」の愛称を公募のうえ使用していた事 実に徴して明らかである。

被告の本件行為は、右趣旨において、原告の本件漫画について有する複製権を侵害 するものである。

原告の損害賠償請求  $(\Xi)$ 

被告は、本件行為が、原告の本件著作権を侵害するものであることを知り、又は、知りえたにもかかわらず、過失によつて、これを知らないで、昭和四二年三月 一日から昭和四五年一二月三一日までの間、その運行に係る観光バス二七台の車両 側に、本件行為をした。

従つて被告は、原告に対し、右侵害行為によつて原告に加えた損害を賠償すべき義 務がある。

ところで、原告は、被告の右行為により、著作権の行使につき通常受けるべき金 銭の額相当額の損害を受けたというべきところ、右の通常受けるべき金銭の額は、 バスー台につき一か月当たり少なくとも金三万円であるから、右金額に前述のバス の台数二七及び本件行為期間の月数四六を乗じた金三、七二六万円が、本件行為に

より前述の期間内に原告が被つた損害となる。 よつて、原告は、被告に対し、右損害金の内金三、六七二万円及びこれに対する 訴状送達の日の翌日である昭和四六年一月二八日以降支払済みに至るまで民法所定 の割合による遅延損害金の支払いを求める。

- 請求原因に対する被告の答弁
- (-)請求原因(一)は、認める。

同(二)、1は、認める。 )、2は、否認する。原告は、被告の本件行為を、本件漫画中、特定の日 に新聞に連載された特定の齣をそのまま引き写したものであると判断することは困難であるが、本件頭部画の内容から明らかなとおり、本件漫画から、サザエ、カツオ及びワカメの頭部に表現されたキヤラクターを再製したものであつて、それ自体複製への侵害を構成するものであると主張する。しかしながら、被告の本件行為複製がに関すずる。 は、単に観光バスの車体の側面に本件頭部画を作出したに過ぎないものであつて、 原告が主張するように本件漫画から、サザエ、カツオ及びワカメの頭部に表現され たキヤラクターを再製したものではない。また、原告は、キヤラクターとは本件漫 画に即していうと、漫画に登場する人物の図柄、役柄、名称、姿態などを総合した 人格とでもいうべきものであると主張するが、被告の本件行為は、本件漫画の登場 人物の、原告が右主張するようないわゆるキャラクターを再製したものではない。 従って、被告の本件行為は、それ自体原告が本件漫画について有する複製権の侵害 を構成するということはあり得ない。原告は、被告の本件行為は本件漫画について の複製権の侵害であると主張する以上、端的に本件漫画のどの部分についてどのよ うな複製権の侵害をしたかを具体的に主張すべきであつて、抽象的なキヤラクター 理論をもつてする著作権侵害の主張は認められるべきではない。

同(三)のうち、被告が原告主張の期間、被告の運行に係る原告主張の台 数の観光バスの車体両側に本件行為をしたことは認めるが、その余の事実は否認す る。

第三 証拠関係(省略)

#### 玾 由

一 原告が漫画家であって、漫画「サザエさん」がその代表作であること、漫画「サザエさん」は一日分四齣の画面によつて構成された新聞連載漫画で、原告は昭和二一年以降これを著作し、当初は夕刊フクニチに掲載して公表し、次いで昭和二四年以降は朝日新聞に掲載して公表し現在に至っているものであること、被告は観 光バスの営業を開始するに当たつて、その営業の名称を「サザエさん観光」とし、 昭和二六年五月一日から昭和四五年一二月三一日までの間、観光バスの車体の両側 に、別紙目録添付の写真に示すとおりの連載漫画「サザエさん」の登場人物である サザエさんを上部中央に、カツオをその下部右側に、ワカメをその左側に配した右 三者の各頭部画(本部頭部画)を作出(本件行為)し、そのバスを運行して貸切バ

スの業務を営んだことは当事者間に争いがない。

石のとおり、漫画「サザエさん」は、昭和二一年から被告の本件行為に至るまでの間、新聞紙上に連載されてきたものであり、また証人Aの証言によれば、被告の観光バスの名称「サザエさん」は昭和二六年頃一般から募集したものであり、被告は同年五月から、車体の両側に本件頭部画を描いた観光バス一台をもつて観光バス営業を開始し、昭和三九年には右バスが二七台になり、そのバスをいずれも原告からの使用差止めの要求があつた昭和四五年一二月まで引続き使用してきたものであることが認められ、右事実によれば、被告の本件行為当時、既に漫画「サザエさん」は、現に当裁判所に顕著な事実である漫画「サザエさん」の内容、すなわち次のとおりのものであつたと認められる。

すなわち、漫画「サザエさん」には、その主役としてサザエさん、その弟のカツオ、妹のワカメ、夫のマスオ、父の波平、母のお舟等が登場し、サザエさんは平凡なサラリーマンの妻として、家事、育児あるいは近所付合いなどにおいて明るい性格を展開するものとして描かれており、またその他の登場人物にしてもその役割、容ぼう、姿態などからして各登場人物自体の性格が一貫した恒久的なものとして表現されており、更に特定の日の新聞に掲載された特定の四齣の漫画「サザエさん」はそれ自体として著作権を発生せしめる著作物とみられ得る。

二 被告は、前認定のとおり、観光バスの車体の両側に本件頭部画を作出した(本件行為)ものであるところ、被告の右本件行為は、話題ないしは筋とでもいってあるところ、被告の右本件行為のであるところ、被告のを表現したものではないしまた本件行為のであることを解されるが、ことを解されるであるものと解されることにある。これを見いがないは活動を表面であるものとおり、カツ連がである。これを見いまれていると解されていると解されているようなものであるが、カツ連がであるが、カツ連がである。で、本件頭部とは、なものであるがあるが、はは、であるがで、本件頭部と同一とは、であるがで、本件頭部と同一とは、であるがで、本件頭部と同一とは、であるがでは見出し、であるがでは見出し、であるがでは、原告がされた漫画さん。中本においては、新聞紙上に掲載された漫画者作権を同まるものを利用するものである。

原告は、最初に新聞に掲載された「サザエさん」から現在掲載されているものまでを含めて、全体として一個独立の著作権を有しており、被告の本件行為は、右一個の著作権の複製権を侵害するものであるとの趣旨の主張をしている。しかしながら、例えば新聞等に連載される小説等ならば、それは完結を予定されるものであり、完結した場合にはそれは全体として一個の著作物であり、一個の著作権が発生する(新聞に連載される小説等であれば、特定の日に掲載された部分も、それに著

作物性——思想又は感情を創作的に表現したもの——が認められれば、それに著作権が発生することはいうまでもない。)ことがあるとしても、本件漫画「サザエさん」のような種類のものは、そのような完結が予想されないものであり、従つて原告の右主張は、内容不定のものについて一個の著作権を主張することとなり、これを是認することができないが、原告はなお、一日分四齣の部分についても著作権を有することを主張しているところであり、原告の右全体として一個の著作権を有するとの主張は、原告の法律的な見解を述べたにすぎないというべきであるから、当裁判所としてはこれに拘束されない。

三 そこで、損害の点について検討するに、前説明のとおりの被告の本件行為の態様によれば、本件行為が本件著作権を侵害するものであることについて、被告に、 少なくとも過失があつたものと推認することができる。

そうすると、被告は、原告に対し、本件行為によつて原告が被つた損害を賠償すべき義務がある。

ころで、成立について争いがない乙第二号証ないし第七号証及び証人Aの証言 により真正に成立したことが認められる乙第八号証によれば、被告は別紙運行実績 表期間欄記載の期間に、同表バス車両数欄記載の車両を運行し、同表運行収入欄記 載の運行収入を得たことが認められ、他に右認定を覆すに足りる証拠はない。右認 定の事実によれば、本件頭部画についての通常受けるべき金銭の額は、別紙例用料 計算表記載のとおり、番号一の原告の請求期間の始期である昭和四二年三月一日か ら同月三一日までの一か月間は、別紙運行実績表番号一の昭和四一年一〇月一日から昭和四二年三月三一日までの六か月間の運行収入金五、四四七万一、〇〇〇円を 六で除してその間の運行収入を算出し(右一か月間の運行収入を直接認めるに足り る証拠はないから、右六か月間の運行収入の一か月平均の運行収入によつた。) 次いでこのうちの本件頭部画が描かれた車両数二七台による運行収入を算出し 一か月の運行収入に同表侵害車両割合欄記載の二九分の二七を乗じた額。本件頭部 画が描かれている観光バス及び本件頭部画が描かれていない観光バスのそれぞれに よる各運行収入の額を別々に算定するに足りる証拠はないから、各車輌の運行収入 はすべて同一の額であるとして按分計算の方法によった。以下同じ。)、更にこれ に同表番号二から番号八までの期間は、同表運行収入欄記載の金額に同表侵害車両 割合欄記載の分数及び同表使用料率欄記載の使用料率を乗じた同表使用料欄記載の 各金額と認められるから、従って総合計額は金一、八二四万四、〇九九円となる。 しかして、昭和四五年一〇月一日から原告請求期間の終期である同年一二月三一日 までの間通常受けるべき金銭の額は、その間の運行収入及び運行車両数を認めるに

よくの問題事文にあることで感のでは、ての同の建行収入及の建行単画数を認めるに 足りる証拠がないから、これを算出することができない。 右のとおりであるから、原告の請求期間中の観光バス二七台についての本件行為 に対する通常受けるべき金銭の額は、右金一、八二四万四、〇九九円の限度で肯認 することができる。

四 以上のとおりであるから、原告の本訴請求は、損害金一、八二四万四、〇九九 円及びこれに対する訴状送達の日の翌日であることが記録上明らかな昭和四六年一 月二八日以降支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払 いを求める限度で理由があるので、これを認容することとし、その余は理由がない ので棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法第八九条、第九二条本 文、仮執行の宣言について同法第一九六条第一項を各適用し、主文のとおり判決す る。

(裁判官 高林克巳 清永利亮 木原幹郎)

目録

「添付写真に示すとおりの、原告著作漫画「サザエさん」中の登場人物サザエさん を上部中央に、カツオその下部右側に、ワカメをその左側に配した右三者の各頭部 画。

<11946-001>

運行実績表

< 11946 - 002 >

使用料計算表

< 11946 - 003 >